町内宿泊事業者の皆さま

令和4年4月22日

大山町役場観光課

**「大山町に泊まろう！」宿泊応援事業の実施について**

**１．事業の概要**

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている大山町内の宿泊事業者を支援することにより、宿泊客数の回復による地域経済の活性化を図るため、大山町民および鳥取県民（以下、「大山町民等」）の宿泊を受け入れた宿泊事業者に対して「大山町に泊まろう！」宿泊応援事業補助金を交付します。

キャンペーン期間中に対象施設に宿泊した大山町民等は、プランに応じて次のとおり料金（以下、「自己負担額」）を支払われることになります。

〇10,000円以下のプランの場合

　　大山町民　１人あたり2,000円、鳥取県民（大山町民除く）1人あたり5,000円

〇10,000円を超えるプランの場合

　　大山町民　１人あたり2,000円＋10,000円を超える部分の料金

鳥取県民（大山町民除く）1人あたり5,000円＋10,000円を超える部分の料金

これに応じて宿泊事業者には、「プランの料金から自己負担額を控除した額」を補助金として交付します。（大山町民分は上限8,000円、鳥取県民分は上限5,000円）

利用者は何度でも対象になりますが、同一施設の利用は１回のみを対象とします（同一施設の２回目以降の利用は対象になりません）。

**２．事業スケジュール**

　**・4月25日(月)～　防災行政無線で事業周知、予約受付の開始をアナウンス**

　・4月27日(水)～　町内各戸にチラシ配布

　・**5月10日(火)** ～ 7月14日(木)　キャンペーン期間

　・随　　時　　　 補助金交付申請書、補助金交付請求書等を町に提出（最終受付8月17日(水)）

→ 額の確定後、町から補助金のお支払い

**３．事業の実施手順**

　(１)参加登録申込み　　4月28日(木)まで　※以降もキャンペーン期間中は随時受付けます。

　(２)お客様の受け入れ　5月10日(火)～7月14日(木)の宿泊が対象

　(３)観光課へ報告　　　指定する日に実績及び予約数を報告（詳細は別に掲載）

　(４)補助金交付手続き　随時受付けます。（詳細は別に掲載）

　(５)補助金の交付　　　(４)の手続き後、随時お支払いします。（詳細は別に掲載）

**４．キャンペーン対象施設としての登録**

　(１)以下の書類を提出してください。

①参加登録申込書　　②納税確認同意書

（様式は大山町ホームページからもダウンロードできます。（Word又はPDF））

　(２)提出期限　4月28日(木)

　※以降の登録も随時受付けます。

　(３)提出方法及び提出先

　　　　大山町役場観光課【〒689-3332大山町末長500（大山町役場大山支所）】に郵送又は持参により提出してください。

**５．キャンペーン対象のお客様(大山町民・鳥取県民)の受け入れ手順＞**

【利用予約】

①お客様から希望施設へ宿泊予約

②各施設からお客様に対してキャンペーン利用の有無を確認

③各施設の手続きにより予約確定

【チェックイン時】

①お客様に宿泊利用申込書の太枠線内に記入してもらう　※大山町民および鳥取県民のみ記入

②免許証等で大山町民等であることを確認し、利用申込書の「確認書類」欄の該当書類に○を記入

　　③お客様に「利用にあたっての注意事項」を渡し、内容の確認をお願いする

④アンケートを渡し、提出をお願いする

【チェックアウト時】

　①アンケートを受け取り、自己負担額をお支払いいただく

　　本事業にかかる自己負担額の算出については、早見表や算出シートを参考にしてください。

**６．対象経費について**

宿泊料以外の経費（館内施設利用料、ドリンク代、お土産品購入費）は原則補助の対象とはなりません。ただし、前述の経費も宿泊プランに含まれる場合は補助対象となります。

**７．キャンセル料の取り扱いについて**

キャンセル料は補助対象経費にはなりません。キャンセル料が発生する場合は、各施設の規定に沿って、お客様にキャンセル料を請求してください。

**８．観光課への状況報告について**

(１)利用実績（人数及び補助申請予定額）、予約状況（人数及び補助申請予定額）を報告様式により観光課まで報告してください。※5月31日、6月15日、6月30日、7月14日の計４回

(２)予算残額を確認するため、必ず報告漏れのないようにお願いします。

　(３)補助申請予定額は、早見表や算出シートを参考に算出してください。

　(４)利用実績及び予約がない場合でも報告をお願いします。その際は、口頭での報告でも結構です。

**９．補助金交付申請書等の手続きについて**

　(１)以下①～④の書類を観光課に提出してください。

（様式は大山町ホームページからもダウンロードできます。（Word又はPDF））

①補助金交付申請書兼事業完了届

②宿泊利用申込書（原本または写し）

③回収したアンケート（原本または写し）

④補助金交付請求書

(２)提出された書類を観光課で確認し、額の確定後、登録口座に補助金をお振込みします。

(３)書類の受付は随時受け付けます。最終受付を8月17日（水）とします。補助金のお支払いは(２)の手続き後2週間程度かかります。

　　　※町に口座登録がない方は登録手続きが必要です。

・今後、内容の若干の変更・追加等を行う場合もありますのでご承知ください。

・様式は大山町ホームページからもダウンロードできます。

・事業に対するお問い合わせは大山町役場観光課（担当：提嶋）までお願いします。

お問合せ：大山町観光課　TEL:0859-53-3110 / FAX:0859-53-3163 / E-Mail:kankou@town.daisen.lg.jp